

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第1号	有限会社志摩定置	志摩市阿児町安乗地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 阿児町安乗灯台 ア 1から 91度30分 500メートルの点 イ 1から103度20分1,320メートルの点 ウ 1から127度00分1,350メートルの点 エ 1から129度00分1,150メートルの点 オ 1から124度15分 480メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	－	
定第2号	丸友水産有限会社	志摩市大王町波切老崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 大王町波切漁港東防波堤灯台 ア 1から27度00分1,220メートルの点 イ 1から54度00分1,530メートルの点 ウ 1から70度00分1,260メートルの点 エ 1から64度30分1,080メートルの点 オ 1から30度00分1,080メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	－	夜間標識(標灯及びレーダー反射板)を設置しなければならない。
定第3号	片田定置株式会社	志摩市志摩町片田麦崎地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町片田麦崎石柱 ア 1から120度11分2,260メートルの点 イ 1から137度00分2,250メートルの点 ウ 1から139度30分2,120メートルの点 エ 1から126度30分1,100メートルの点 オ 1から108度30分1,130メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	－	夜間標識(標灯及びレーダー反射板)を設置しなければならない。
定第4号	三重外湾漁業協同組合	志摩市志摩町和具大島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 志摩町和具大島護岸中央部の石柱 ア 1から124度15分1,950メートルの点 イ 1から125度40分2,400メートルの点 ウ 1から119度50分2,920メートルの点 エ 1から120度40分3,170メートルの点 オ 1から139度10分3,100メートルの点 カ 1から140度10分2,750メートルの点 キ 1から129度00分1,950メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	10月1日から7月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	－	夜間標識(標灯及びレーダー反射板)を設置しなければならない。

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第5号	清洋水産株式会社	度会郡南伊勢町大方竈地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町大方竈とびいし岩頂 ア 1から 71度00分 630メートルの点 イ 1から107度00分 900メートルの点 ウ 1から121度10分1,720メートルの点 エ 1から136度20分1,610メートルの点 オ 1から139度30分 800メートルの点 カ 1から 84度00分 440メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	11月1日から6月30日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第6号	贅浦大敷株式会社	度会郡南伊勢町道行竈見江島地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行竈見江島平の島石柱 ア 1から 39度00分325メートルの点 イ 1から 55度00分455メートルの点 ウ 1から100度00分395メートルの点 エ 1から108度30分235メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第7号	山本匡哉	度会郡南伊勢町道行竈見江島地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町道行竈見江島小松輪の鼻 ア 1から 5度00分 75メートルの点 イ 1から241度00分165メートルの点 ウ 1から251度00分265メートルの点 エ 1から296度00分295メートルの点 オ 1から311度00分210メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第8号	清洋水産株式会社	度会郡南伊勢町神前浦定の鼻地先	次の基点1、ア、イ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町神前浦定の鼻小浜島 ア 1から68度00分600メートルの点 イ 1から35度30分630メートルの点		定置漁業	いわし定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第9号	方座浦大敷株式会社	度会郡南伊勢町方座浦定山内大間かます鼻地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南伊勢町方座浦定山内大間かます鼻 ア 1から147度50分580メートルの点 イ 1から152度50分810メートルの点 ウ 1から182度50分825メートルの点 エ 1から189度00分590メートルの点 オ 1から226度00分180メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第10号	錦大敷株式会社	度会郡大紀町錦高島地先	次の基点2、基点3、ア、イ、基点2の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
			基点1 大紀町錦高島東鼻の石柱 基点2 大紀町錦トラヤ島 基点3 大紀町錦横穴島前小島 ア 1から102度20分750メートルの点 イ 1から150度00分460メートルの点								
定第11号	庄司吉男他2名	北牟婁郡紀北町長島大島地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点2、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
			基点1 紀北町長島大島付属立石頂上 基点2 紀北町長島大島付属こじま頂上 ア 1から 0度00分630メートルの点 イ 2から 29度00分720メートルの点 ウ 2から 41度00分530メートルの点								
定第12号	株式会社島勝大敷	北牟婁郡紀北町島勝浦離倉地先	次の基点1、基点2、ア、イ、ウ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
			基点1 紀北町島勝浦二又島平島岩頂の石柱 基点2 紀北町島勝浦二又島瀬崎島の島頂 ア 1から 2度00分 980メートルの点 イ 1から41度00分1,030メートルの点 ウ 1から55度00分 680メートルの点								
定第13号	中川稔一	北牟婁郡紀北町小山浦割亀島地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域		定置漁業	いわし定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
			基点1 紀北町小山浦割亀島中央大石の中心 ア 1から338度30分340メートルの点 イ 1から 21度00分460メートルの点 ウ 1から106度00分420メートルの点 エ 1から125度00分330メートルの点								
定第14号	橋本之乃	尾鷲市南浦桃頭島地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
			基点1 南浦桃頭島付属松島岩頂 ア 1から 6度30分190メートルの点 イ 1から 13度00分290メートルの点 ウ 1から 62度30分360メートルの点 エ 1から 72度00分300メートルの点								

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第15号	濱田浩孝	尾鷲市南浦桃頭島地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 南浦桃頭島柱掛岩頂 ア 1から148度00分290メートルの点 イ 1から161度00分360メートルの点 ウ 1から211度00分290メートルの点 エ 1から218度00分190メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	－	
定第16号	岩崎貴宏	尾鷲市行野浦元行野四方川地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 行野浦元行野網代船付石 ア 1から 18度30分175メートルの点 イ 1から 25度10分290メートルの点 ウ 1から 78度00分427メートルの点 エ 1から 94度00分355メートルの点 オ 1から134度00分 90メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	－	
定第17号	九鬼定置漁業株式会社	尾鷲市九鬼町東岬地先	次の基点2、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 九鬼町東岬長配岩頂の石柱 基点2 九鬼町東岬小名小鼻東端岩頂 ア 1から298度00分355メートルの点 イ 1から355度00分595メートルの点 ウ 1から 73度00分650メートルの点 エ 1から 89度00分510メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	－	
定第18号	九鬼定置漁業株式会社	尾鷲市九鬼町東岬地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 九鬼町東岬ナメタ中央 ア 1から321度10分 30メートルの点 イ 1から 17度10分190メートルの点 ウ 1から 32度10分430メートルの点 エ 1から 82度10分538メートルの点 オ 1から102度40分392メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	－	
定第19号	小倉博之	尾鷲市九鬼町網代地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 九鬼町網代盃石 ア 1から312度00分110メートルの点 イ 1から331度45分200メートルの点 ウ 1から 35度00分250メートルの点 エ 1から 54度00分190メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	－	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第20号	株式会社早田大敷	尾鷲市早田町東山小ヒジカ崎地先	次の基点1、ア、イ、ウ、基点2の各点を順次結んだ直線と基点1・2間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 早田町東山小ヒジカ崎岩頂の標柱 基点2 早田町東山小ヒジカ崎エボシ島頂上 ア 1から 94度40分 900メートルの点 イ 1から127度00分1,163メートルの点 ウ 1から138度35分 953メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第21号	梶賀大敷株式会社	尾鷲市梶賀町神須鷹石地先	次の基点3、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線と基点1・3間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点1 梶賀町内側神須鼻平石の中央 基点2 梶賀町神須鷹石 基点3 梶賀町神須シノダハエ ア 2から 24度30分450メートルの点 イ 2から 42度30分800メートルの点 ウ 2から 96度30分850メートルの点 エ 1から116度00分300メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第22号	株式会社ゲイト	熊野市甫母町中戸地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、オ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 甫母町中戸の鼻 ア 1から230度00分165メートルの点 イ 1から250度00分305メートルの点 ウ 1から300度00分330メートルの点 エ 1から320度00分205メートルの点 オ 1から 20度00分 55メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第23号	株式会社遊木大敷	熊野市遊木町にわ地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 遊木町にわ小磯、同町かとわ境界の小島 ア 1から185度00分235メートルの点 イ 1から220度00分395メートルの点 ウ 1から275度00分405メートルの点 エ 1から310度00分195メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第24号	有限会社恵洋水産	熊野市磯崎町地先	次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯崎町地先新ヤマトの基標 ア 1から104度00分 200メートルの点 イ 1から112度00分1,570メートルの点 ウ 1から142度00分1,680メートルの点 エ 1から180度00分 350メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域		漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
定第25号	間部誠	熊野市磯崎町タカシマ地先	次の基点1、ア、イ、ウ、エ、基点1の各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 磯崎町タカシマ岩上の石柱 ア 1から194度10分215メートルの点 イ 1から206度10分360メートルの点 ウ 1から251度10分370メートルの点 エ 1から263度10分215メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第26号	間部誠	熊野市有馬町中里地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 有馬町字中里海岸堤防上の標柱 ア 1から117度00分 710メートルの点 イ 1から126度50分1,800メートルの点 ウ 1から140度40分1,890メートルの点 エ 1から152度00分 940メートルの点 オ 1から149度00分 760メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第27号	有限会社恵洋水産	熊野市有馬町松原地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 有馬町松原市道釜の平線の南側の石柱 ア 1から 98度00分1,050メートルの点 イ 1から105度15分2,165メートルの点 ウ 1から106度00分2,770メートルの点 エ 1から119度40分2,840メートルの点 オ 1から123度20分2,210メートルの点 カ 1から131度00分1,510メートルの点 キ 1から129度00分1,110メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第28号	阿田和大敷漁業生産組合	南牟婁郡御浜町阿田和原切地先	次のア、イ、ウ、エ、オ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 御浜町阿田和原切クロ岩岩頂 ア 1から 43度05分1,669メートルの点 イ 1から 54度26分1,943メートルの点 ウ 1から 74度00分2,200メートルの点 エ 1から101度00分2,000メートルの点 オ 1から 79度59分1,020メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	
定第29号	阿田和大敷漁業生産組合	南牟婁郡御浜町阿田和原切地先	次のア、イ、ウ、エ、アの各点を順次結んだ直線によって囲まれた区域 基点1 御浜町阿田和原切クロ岩岩頂 ア 1から 74度00分2,200メートルの点 イ 1から 87度00分4,330メートルの点 ウ 1から103度30分4,200メートルの点 エ 1から101度00分2,000メートルの点		定置漁業	雑魚定置漁業	1月1日から12月31日	令和5年 9月1日 から 令和15年 8月31日 まで	個別	—	